

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認についてのご協力のお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化することを目的として「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、これまで当組合では、口座開設等の際に、お客様の氏名、住所、生年月日等に加え、取引を行う目的や職業・事業内容等についてもあわせて確認（取引時確認）させていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月1日から、次のとおり変更となります。皆様におかれましては、何卒、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

1 主な変更点

① 保険証等の本人確認書類のお取扱いの変更について

お客さま等との氏名・住所（居住地）・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金（NHKと電話料金を除く）の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

② 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更について

法人のお取引のために来店される方の確認について、社員証などによる在籍の確認ではなく、委任状等の書面や法人のお客さまへのお電話等の方法により、法人のお客さまのためにお取引をおこなっていることを確認させていただきます。

③ 法人のお客さまの実質的支配者の確認に関する変更について

法人のお客さまとのお取引の際に、議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある自然人（個人）の氏名・住所（居住地）・生年月日等を確認させていただきます。

④ 外国の政府等において同法に定められて職位にあるお客さま等のお取引に関する追加の確認について

外国の政府等において同法に定められた職位（※1）にある（またはあった）お客さま、そのご家族にあたるお客さま等（※2）とのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

（※1）外国において、元首や日本の総理大臣、その他の国務大臣に相当する方等

（※2）同法に定められた職位のある（またはあった）方、そのご家族の方が、下表の「議決権保有比率の合計が25%超等の自然人（個人の方）」に該当する場合も対象になります。

2 お客さまへの確認（取引時確認）が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- ④ 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

3 お客さまに確認させていただく事項

確 認 事 項		主 な 確 認 書 類 (原本をお持ちください)
個 人 の お 客 さ ま	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○旅券（パスポート） 等
	職業・取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	ご本人以外の方が来店された場合、来店された方の氏名・住所・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） 等 ※上記に加え、ご本人との関係（ご本人のために取引を行っていること）を書面等で確認させていただきます。
法 人 の お 客 さ ま	名称・本店または主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所（居住地）・生年月日等	○運転免許証 ○旅券（パスポート） 等 ※上記に加え、委任状等により法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業の内容	○登記事項証明書 ○定款 等
	取引を行う目的	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。
	議決権保有比率の合計が25%超等の自然人（個人）の氏名・住所（居住地）・生年月日	窓口等でおお客様の申告により確認させていただきます。

- ・ 過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ・ 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。
- ・ お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・ 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・ 確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合は、当組合の窓口等へお申し出ください。
- ・ 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により処罰されることがあります。
- ・ 詳しいことは、当組合の窓口等にお問い合わせください。